

森林法第10条の5の規定により，令和4年4月1日付けで京都市森林整備計画を変更します。

なお，京都市森林整備計画の案に意見のある方は，縦覧期間が終了するまでに，京都市長に対し，理由を付した文書をもって意見書を提出することができます。

令和4年2月4日

京都市長 門川 大作

## 1 縦覧場所

- (1) 京都市中京区寺町御池通上る上本能寺前町488番地  
京都市役所内（本庁舎B1階）  
産業観光局農林振興室林業振興課
- (2) 京都市右京区京北周山町上寺田1-1  
京北合同庁舎内  
京都市産業観光局京北・左京山間部農林業振興センター

## 2 縦覧期間

令和4年2月4日から同年2月28日まで

(産業観光局農林振興室林業振興課)